

午前10時33分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

欠席届が出ております。道路公園課、谷田部課長が出張公務のため、財産管理担当、小林課長が通院のため、それぞれ欠席であります。

日程は、お手元にお配りをしてございます。環境まちづくり部の報告が2件、政策経営部の報告が5件、選挙管理委員会事務局から1件となっております。

なお、本日の報告案件の中で、東京都パートナーシップ宣誓制度に関する内容がございます。地域文教委員長にご了解を頂きまして、国際平和・男女平等人権課長にご出席を頂いて、内容を少し情報提供いただきたいというふうに思っておりますので、この日程に沿って進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。

環境まちづくり部（1）マンション管理の適正化の推進について、理事者からの説明を求めます。

○緒方住宅課長 環境まちづくり部資料1に基づきまして、マンション管理適正化法の改正に伴うマンション管理適正化推進計画の策定及び管理計画認定制度の実施について、説明させていただきます。

昨年12月24日の常任委員会におきまして、マンション管理適正化法が改正されまして、令和4年の4月1日から施行されることに伴い、国の方針に基づいたマンション管理適正化推進計画を定めた自治体は、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することができるようになるということは、ご報告させていただいたところでございます。今回は、本区における本制度の実施についてご報告いたします。

項番の1でございます。目的と根拠。自治体の役割を強化することによりまして、マンション管理の適正化推進を図ることを目的として、法律が改正されております。法改正によりまして、国は基本的な方針を定めました。本区も、これから千代田区マンション管理適正化推進計画を作成してまいります。計画を策定しますと、本区が区内のマンションのマンション管理計画認定制度を実施することができるようになります。

本計画の位置づけでございます。この表をご覧くださいませでしょうか。本区は、もともと千代田区住宅基本条例に基づく第3次住宅基本計画という、平成27年度から令和6年度までの計画の中におきまして、マンション管理の適正化と更新・再生を、既に課題ですとか、推進施策として盛り込んでございました。これから策定いたしますマンション管理適正化推進計画は、この第3次計画が終了する令和6年度までは、図のように、紺色で、基本計画と別の計画の形と位置づけますけれども、令和7年度に第4次住宅基本計画を策定するときに、マンション管理適正化推進計画も盛り込んでまいりまして、この紺色の部分は消えて、このブルーと一体化していきたいと考えてございます。ですので、今回は、第4次基本計画が策定されるまでの間の、国の基準に準じた時限的計画という位置づけで、認定と指導に必要、十分な計画と指針を策定してまいります。

裏面をお開きください。項番2でございます。マンション管理計画認定制度の実施。こ

れから、千代田区マンション管理適正化推進計画及び千代田区マンション管理適正化指針を作成しまして、マンション管理計画認定制度を実施してまいります。推進の計画というのは、目指すべき目標を記載しまして、指針は認定ですとか、指導助言の基準を明記するものでございまして、先行して作成している自治体によりましては、計画の中に指針を記載しているところなどもございますので、本区もそういった立てつけのほう分かりやすいのではないかなど、今、様々に検討しているところでございます。

認定制度というのは、マンションの管理組合が作成しましたマンションの管理計画を区に提出していただきまして、一定の基準を満たす場合、認定を受けることが可能となる制度でございます。住民の9割がマンションなどの集合住宅に居住している本区でございますので、国の基準に準じて、適切に管理していけば、認定により価値が上がるという制度として担保することで、区内のマンション管理の適正化の好循環を生み出していきたいと考えております。

なお、認定につきましては、5年ごとに更新が必要です。また、管理計画認定事務支援法人というのを指定しまして、一部の事務を委託することもできますので、こちらも検討してまいります。

項番3、予定でございます。来月、9月5日に学識経験者ですとか区民の方々に構成されます検討委員会を開催いたします。現在、区のホームページで傍聴者も募集しているところです。10月から11月にパブリックコメントを募集しまして、12月に計画策定、来年の4月から認定制度を実施しまして、認定の事務の支援法人も指定する予定でございます。

引き続き、節目節目で本委員会でご報告してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。

委員の皆さんから質疑を受けます。よろしいですか。

木村委員。

○木村委員 第4次住宅基本計画の中に、マンション管理適正化推進計画も組み込んでいくと。ただ、時限的な措置として、それまでの間、認定制度を実施するための、何とかいましょうか、更新というか、様々な支援法人の指定ともろもろの対応措置を、対応策を講じていくと。そうすると、これは、3番目の予定で言われているのは、あくまでも暫定的な対応策としての内容を検討するものというふうに理解していいんでしょうか。

○緒方住宅課長 今、木村委員にご質問いただきました第4次基本計画に向けて、時限的というふうに申し上げまして、まずは、何をもちも、スピード感を持ちたいということがありました。デベロッパーによっては、この認定を受けるようなレベルであるということや付加価値にしたいと考えている、まあ、本区ではあまりないんですけども、他区によりますと、結構、デベロッパーからおたくの区は認定制度をいつから始めるのかとか、この4月から始めるのかとか、様々に問合せが来ているというようなことも聞いておりまして、希望したいところがすぐにこの制度を利用できるように、まずもって、スピード感を持って、令和5年の4月からやりたいというのがそもそもでございます。

ですので、この第3次住宅基本計画が終わるまで待つという考え方もありますけども、

そうしますと、7年度になってしまいますので、それよりは、まず、希望するところがすぐにこの計画に対応できるように、スピード感を持つということと、そして、まだ、第4次へ向かって、実際に2年間動いてみて、いろいろな課題ですとか見えてくる部分があると思います。ですので、そこを盛り込んでいって、対応していきたいと考えているところでございます。

○木村委員 確かに、内容そのものは、私も結構なことだと思うので、早期に区としても対応できるように、体制を組むと。これ自体、私はいいことだと思うんですね。そうしますと、スピード感を持って対応していくということと同時に、この制度に踏み出すことによって、今、いろんな問題点や改善点も見えてくるだろうから、それを第4次の住宅基本計画の中に推進計画として、マンション適正化推進計画として位置づけていくと。そうすると、第4次はもっといいものになっていくだろうと。そういう見通しを持っての今度の対応策ということでもいいのかなと。

それから——それ、ちょっと確認と、それから、もう一つは、管理計画認定事務支援法人、ちょっと時間もあるので、まとめて聞いちゃうけれども、支援法人というのはどのような法人を想定されているのか。

それから、もう一つ、これは、床の延べ床面積で、区と都の所管が変わるといっているけれども、それについては、どうなんでしょうか。

○嶋崎委員長 はい。2点ね。法人の件と床の件とね。

○緒方住宅課長 最初の件は、ご指摘のとおりでございます。認定支援法人でございますが、やはり本区にはまちみらい千代田という既にもうマンションの相談などを受けていて、マンション管理士も在籍している法人がございますので、まちみらい千代田を今検討しているところでございます。

と、もう一つが……

○嶋崎委員長 床。

○緒方住宅課長 あ、床は、延べ床面積にかかわらず、全てのマンションを、この制度は対応できるものでございます。

○木村委員 確かに、まちみらい千代田が一定の実績も踏んでいらっしゃるというふうにするだけけれども、今回、規模も、全て千代田区が窓口というふうになった場合に、その専門性という点で、別に問題ありと言えないだろうけれども、今後の支援の補強も含めて対応できるようにしていくということなんでしょうかね。指定法人、認定事務支援法人として指定する場合は、現状よりも、要するに、より改善していくということも、区として支援として、改善を支援するという方向で対応していくのか。ちょっとそれを確認させてください。

○緒方住宅課長 まず、この制度でございますけれども、受付をするのは区でございますので、もし委託をするとしたら、やっぱり審査の部分をお願いすることになります。そういった部分については、やはり私どもよりも、今、さっきも言いましたように、マンション管理士も在籍しておりますし、日々、様々な相談を受けたりしているノウハウを持っているまちみらいのところにその審査の部分を手伝ってもらって、この制度を推進していきたいと検討しているところでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかに。

○大串副委員長 この計画をつくるに当たっては、9月5日に検討委員会を開いて、そこ1回だけすぐパブリックコメントなんですけども、1回の検討会で決まる内容なんですか。

○緒方住宅課長 基本的に、今回、国からのガイドラインも下りておりますので、ベースとなるところは、国の指針に基づいたものをつくっていかうと考えております。そして、今回の検討委員会のほうで、何かもっと区の独自性ですとか、ほかに必要がないかの確認をして、進めていきたいと思っておりますので、確かにすぐにやるような形に見えますけれども、この検討会で9月に何か課題が残った場合には、また会議を開くことも予算等は確保してございますし、今、オンラインなどもやり方もありますので、ちょっと今のところ予定では1回の日がちが、委員の都合ですとか、固めているのは9月5日のみでございますが、一度きりに終わるかどうかというのは、ちょっとまだ未定というところでございます。

○大串副委員長 国のガイドラインに基づいてやるんだから、そんなに大変じゃないよというあれなんだけど、千代田区は、マンションが建ったのが全国でも一番先です。ですから、マンションに対する課題が最も多いのがこの千代田区だと思います。だから、千代田区がどのような適正化計画をつくるのかというのは、全国から注目されているんじゃない。何だ、国のあれ、ガイドラインそのままじゃないかというふうにならないように、千代田区が持っている、把握している課題をしっかりと踏まえた上で、計画をつくってもらいたいと思うんです。どうでしょうか。

○緒方住宅課長 大串委員ご指摘いただきましたとおり、千代田区は本当に先駆的にマンションを建ててきた区でございますので、全国が注目している、それはごもっともだと思っております。ですけれども、まずは、国の施策に、先ほど申しましたように、令和5年に作成をしたいということがございましたので、まずは、国をベースにしたもので議論を進めていきながら、そして、様々に課題が見えてくると思うんです。この施策もまだ動き出したところで、6月に全国で第1号の認定マンションがまだ出たばかり、それ1件だけだということに聞いておりますので、国のほうもまだいろいろと検討しているところもありますので、委員ご指摘のとおり、様々な千代田区の地域性はあると思えますけれども、そちらも走りながら、第4次基本計画のほうで一緒に検討してまいりたいと考えております。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

ほかにありますか。

○小枝委員 すみません。検討委員会に入る行政側の、何というか、顔ぶれというんですか、はどの辺りがお入りに――全体構成が分かると。あと、まちみらいという組織も出てきましたので、どんな構成になっているのか、ちょっとメンバーを教えてください。

○緒方住宅課長 まず、区民の方ですとか学識経験者は、先ほどご説明したとおりで……

○小枝委員 何人。

○緒方住宅課長 区民の方が1名と、学識経験者が1名の方、あと、今回、委員長に弁護士の方をお願いしております。

区のほうの事務局――あ、区のほうの委員として、環境まちづくり部長、住宅課長、あと、まちみらいなども関係すると思ひまして、コミュニティのことで、コミュニティ総務

課長の出席ですとか、まちみらい千代田の事務局長の出席もお願いしているところでございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件は終了いたします。

次に、（２）「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設に伴う区民住宅及び区営住宅の対応について理事者から説明を求めますが、これ、内容が私どもの委員会の内容ではございません。で、冒頭にお話ししたように、今日は、小川課長に来ていただいていますので、まず、概略の説明をしていただいて、それで、当委員会としては、その住宅の部分、マンションの部分の話に――あ、ごめんなさい。住宅の部分の話になりますので、そこは、その後に住宅課長からご説明いただくと。こういう仕切でやらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず、小川課長からお願いします。

○小川国際平和・男女平等人権課長 それでは、私のほうから、環境まちづくり部資料２－②になってございます、「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の千代田区のサービス事業等への活用について、ご説明いたします。

まず、１番、東京都パートナーシップ宣誓制度の概要ですが、詳細は、別添の資料２－③、東京都総務局の資料にございますが、この資料に基づいて、要約をこの資料に記載しておりますので、この２－②のほうの資料により説明をいたします。

まず、制度創設の目的でございます。都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例、以下、都人権尊重条例と申しますが、これにおいて、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しております。この都人権尊重条例の理念を踏まえ、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の解消など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるということで、宣誓制度を創設しております。

対象ですが、双方、または、いずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者といたしております。性的マイノリティは、性自認が出生時に判定された性と一致しないもの、または、性的指向が異性に限らないものをいいます。

その対象の次ですが、①番はそういったパートナーシップをやっていくということを宣誓したことでございます。②ですけれども、双方が成年に達していること。双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族の関係にないこと。パートナーシップ関係に基づく養子縁組により、当該関係に該当する場合は除きます。③ですが、双方またはいずれか一方が都内在住、在勤または在学であること。在住だけでなく、在勤または在学が入っているということが特徴でございます。また、在住については、届出の日から３か月

以内に都内への転入を予定している場合を含みます。国籍は問わないということでございます。

（3）番、概要ですが、パートナーシップ関係にあることを知事に対して宣誓して、必要書類等を届け出ます。知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行します。受理証明書は都民サービス等の利用時に活用するということになります。子どもがいる場合に、子どもに関する困り事の軽減にもつなげるということのために、特記事項欄に「子の名前」を記載することができるとしております。

めくっていただきまして、手続は原則オンラインで完結するということになっております。婚姻制度とは別のものとして制度を構築いたします。

（4）番、受理証明書の活用ですが、都民向けサービス事業において活用するというところで、確定次第、順次周知するということになっております。法律等により、国が対象者を規定している事業は対象外で、各事業の利用に当たっては、各事業の個別要件を満たすということは当然でございます。都職員の福利厚生制度等における活用も検討中ということでございます。都内区市町村との証明書の相互活用等に関し、調整するということになっておりまして、調整の具体的な方向性の1番目に、区市発行——独自のパートナーシップ制度をやっているところがございますので、区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が利用できるよう検討するということと、2番目ですが、こちらが、当区の場合ですけれども、都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が利用できるよう調整するということになっております。また、民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用を働きかけるとなっております。

今後のスケジュールですが、10月11日、届出受付を開始しまして、11月1日から制度運用開始予定となっております。

2番、本区の対応でございますけれども、（1）番ですけれども、先ほどの条例や制度の趣旨を踏まえまして、こうした性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、啓発の推進、また、多様な性に関する区民の理解を推進ということで、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、本区においても、サービス事業への活用を実施するというところでございます。

（2）番ですけれども、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画を令和4年3月に策定しております。これの基本的考え方として、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」というふうになっておりまして、LGBTsへの施策の中に、「パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討」事業を入れていたところでございますけれども、この事業と同等の効果を実現する施策として、証明書等の本区サービス事業への活用を実施するものでございます。

（3）ですけど、この活用に関しては、都や都内区市町村が対象とするサービス事業等と同様の対応となるよう、努めるとしております。

次に、3番、活用と必要な規定改正でございます。この活用につきましては、国際平和・男女平等人権課が東京都と連携して、調査や協議、調整等を行います。各部では、各部所管サービス事業等への受理証明書等の活用を当課に事前協議の上、決定し、必要に応じて規定改正を行うとしております。

（1）番、対象サービス事業等の基準（範囲）ですが、区民・事業者等向けサービス事

業・制度・取扱いであって、パートナーシップ関係に係る生活上の不便を軽減できるなど、当事者が暮らしやすい環境づくりにつながるものとしております。法律等により、国が対象者を規定している事業は対象外。各サービス事業の個別要件を満たす必要があるというのは同じでございます。

（２）番、活用する受理証明書等ですが、①番、東京都の宣誓制度の受理証明書でございます。②番ですが、この制度と同等の制度であると千代田区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書ということで、今、独自制度を導入しているところが都内で10区6市でございます。こうしたものについて、都の制度と同等の制度であると都知事が認めるということになっておりまして、その都知事が認めた制度について、千代田区長がさらに認めるという形で、適用していきたいと考えております。

4番、広報・周知でございます。当課において、広報千代田、区ホームページに総合的に掲載することとしております。東京都ホームページ等にも掲載されるので、その連絡調整を行います。また、各所管部は、所管の対象事業等について、個別に必要な広報・周知を行っていただくということになっております。

次のページ、めくっていただきまして、ホームページの掲載例ですが、まだ決まっていないものですが、例としてご覧ください。サービス事業等一覧として、制度・サービス名、概要、担当というようなことを記載することを予定しております。

5番、今後の予定でございます。8月下旬から区議会常任委員会に報告ということで、本日の企画総務委員会、9月1日の地域文教委員会にご報告いたします。9月から10月の第3回定例会で、区民住宅条例及び区営住宅条例の改正案を提案する予定となっております。住宅の使用申込者の資格等に、都制度の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居し、同居しようとする者を対象に加え、配偶者と同様の対応となるよう改正するものでございます。次に、受理証明書等を活用する区サービス事業等の規定改正、決定をしていきまして、その間、10月11日に東京都が届出受付を開始いたします。10月20日に広報千代田、区ホームページにて、受理証明書等を活用する区サービス事業等を公表し、都ホームページ等でも公表予定でございます。11月1日から制度が開始されるということになりまして、以降、順次、区のサービス事業等での受理証明書等の活用を公表、実施していくという予定でございます。

次に、参考として、LGBTs施策に関するこれまでの経過を記載しております。先ほど申し上げた第5次男女平等推進行動計画で、基本的考え方にこういったことが書いてございます。平成30年6月に区議会に陳情がございまして、「同性パートナーシップの公的承認について」という陳情がございまして、7月に区議会全員一致にて、「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会をめざす施策の展開を求める決議」がされております。その後、LGBTs施策が幾つかありまして、令和2から3年度のところですが、第6次の計画の策定作業をしております。令和3年5月に男女平等推進区民会議から提言がございまして、パートナーシップ制度の導入など、LGBTsへの施策を進めるというものがございました。令和4年2月14日に東京都パートナーシップ宣誓制度の素案が公表されまして、パブリックコメントが実施されております。令和4年2月の区議会第1回定例会でご質問がございまして、都制度と連携し、本区の区民サービス事業の利用への証明書の活用を具体的に検討し、準備を進めるというふうに答弁してご

ございます。令和4年3月に第6次ジェンダー平等推進行動計画を策定しております。令和4年6月に、都議会第2回定例会において、人権尊重条例及び都営住宅条例等が改正されております。で、制度創設が公表されております。令和4年6月30日に、都総務局人権部長より本制度の活用に協力依頼と調査がございます。令和4年7月から8月にかけて、都からの調査を受けて、庁内調査をしております、各部調整や規定改正等の依頼をしているところで、準備を進めているというところでございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、続けて、それを受けた形で、住宅課長からご説明ください。  
○緒方住宅課長 国際平和・男女平等人権課長から説明いたしましたとおり、この制度による受理証明書などを区のサービス事業などに活用することに対応することとなりました。この対応の一環としまして、区民住宅及び区営住宅の使用者の資格などにおいて、パートナーシップ関係の相手方についても、配偶者と同様に取り扱うよう、対応したいと考えております。つきましては、第3回定例会におきまして、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例の改正について、ご審議をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。概略的な話と、それから、本件は、第3回定例会で議案になる予定の案件でありますので、事前調査にならないようにお気をつけいただきたいのと、もし、資料等の要求があれば、ここで受けたいと思います。

質疑を受けます。

○永田委員 区民住宅、区営住宅の既存の居住者に対する説明、理解については、どのように行っていくんでしょうか。

○緒方住宅課長 まず、募集につきましては、特にページを割くわけではなく、要件のところにもそういう方も大丈夫というように、行挿入のような形でありまして、現在お住まいの皆様に対しての説明については、やはりこういった方法が一番適切なのか、あまり集めて説明するような、説明会を開くような大げさなことをするのともまたいろいろありますし、今、その方向性については、検討しているところでございます。

○永田委員 こうした制度が導入されるのはいいことだと思うんですけども、一方で、例えば、××××××××××××、そういった様々なことを懸念する声も聞かれるんですね。例えば、隣にこうした方たちが住むことがいいか、悪いかということも、個々の考えにおいてはいろいろあると思うんです。そういったことの理解について、どうやって解決をしていくのかということ、ちょっとお聞きしているんですけども。

○緒方住宅課長 永田委員のご心配の点、理解いたしました。確かにいろいろな考えのお住まいの方がいらっしゃいます。ですので、今、そちらにつきましては、個々に何か相談の場を求めるですとか、何かアンケートを取るですとか、こういった方向性が一番適切かというところを検討して、またご報告したいと考えております。

○永田委員 通常、民間の住宅であれば、どちらかそういうパートナーの方が契約すれば、そこに実質同居するとか、そういうことも起きているわけで、それがいいか、悪いかは別にして、それによって、問題が発生していることもあるというのも、そういったことも調べる必要があると思うんですけども。例えば、それはこういったパートナーシップの対象者以

外もそうかもしれないんですけど、不特定多数の人がよく集まるとか、いろいろ騒音の問題とか、それはこういった今回の対象者だけの問題ではないですけど、そういった懸念もこういう形に募集が広がることによって、懸念があるので、様々な事例、公共住宅だけじゃなくて、民間の住宅、もう既にこういったパートナーシップの条例、前から受け入れているようなところもあると思うので、そういったことを調べて、せっかく実施、運用するんであれば、問題なくあれば、既存の居住者をまず優先にというんですかね、した取組が必要だと思います。

あと、また、実際にこうした対象者の方の話を聞いたことがあるんですけど、正直言って、こういうのを利用する気はないし、放っておいてほしいというか、自分たちはこれまでどおりうまくやるからいいよと、そういう人も実は多いんですね。でも、そういった方も、こういった制度があれば、利用するのかもしれないですけど、様々な懸念が、反対するというわけではないですけど、あると思うので、そういった懸念を払拭するために、調査、研究が必要ではないかということも、もう一度、説明して終わりにします。

○緒方住宅課長 永田委員のご質問にお答えいたします。

まず、既に23区の中で10区ほどが独自のパートナーシップ制度を持っていたりですとか、特になくても、区営住宅の際にパートナーシップの方の入居を認めている区がありますので、そういった区に課長会を通じて、情報を収集したりですとか、東京都のほうも、第2回定例会でも、11月1日から都営住宅の募集のほうで対応していくことになっておりますので、そういった既に先行しているところですか、東京都ですか、様々なところと情報収集をしていきまして、委員がご心配のとおり、そういう懸念のある方に対しての丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

○永田委員 いいです。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件については、質疑を終了いたします。

以上で、環境まちづくり部の報告を終わります。

政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）令和5年度予算編成方針について、説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、令和5年度予算編成方針につきまして、政策経営部資料1-1に基づき、ご説明いたします。

資料に入ります前に、予算編成方針の位置づけですが、予算事務規則第6条に基づき、区長が会計年度ごとに定める予算編成に関する基本方針で、来年度の区民サービスや区政運営の方向性について、組織内部の意思統一を図るために示すものでございます。

後ほど本文でも触れますが、令和5年度予算は、現在検討中の（仮称）第4次基本構想の策定を見据えながら、編成することとしております。編成後の予算は、新たな構想の体系でお示ししていく予定としております。

それでは、本文についてご説明させていただきます。

こちら、初めの段落では、新型コロナが感染拡大第7波となったこと、地球温暖化による気候変動のリスクが高まりを見せていることなどに触れまして、区民生活への影響に関する認識を示しております。

次の段落では、コロナが感染拡大を繰り返す一方、適切なリスク管理などにより、社会経済活動が段階的に回復を見せている。これら、コロナ禍に起因する様々な変化を機会と捉え、単にコロナ禍からの回復を目指すのではなく、さらなる発展につなげていくため、新たな事業などに積極的に挑戦することが必要である、そういった旨を述べております。

また、3段落目になりますが、こちらで基本構想の策定に触れまして、変化が激しく、不確実な時代にあっても、多様化する行政ニーズに柔軟に対応すべきこと。次の段落では、本区の人口増加と国全体の人口減少の中で、限られた経営資源の最大限の有効活用について述べております。

最後に、検討中の基本構想の策定を見据え、記書き以下、3点の基本方針により編成すると定めております。

1点目は、基本構想の策定や感染症による環境変化を機会と捉え、単にコロナ禍からの回復を目指すのではなく、区民生活の発展に向け、新たな事業等に積極的に挑戦すること。2点目は、社会環境の変化や多様化するニーズなどに迅速に対応し、既存事業については、存廃も含めて検証し、質の高いサービスを適切に提供すること。3点目は、BPRやDXの推進、民間活力の活用などにより、限られた経営資源を最大限有効活用すべきことを述べております。

この方針に基づきまして、予算の作成に必要な事務処理方針を定め、依命通達により、各部長に通知をしております。

予算編成方針については、以上となります。

依命通達につきましては、財政課長からご説明いたします。

○中根財政課長 続きまして、区長の予算編成方針に基づきまして、副区長から各部長宛ての依命通達、こちらは5年度予算編成についての実務上の留意点を示した内部的な文書でございますが、お手元の政策経営部資料1-2で説明いたします。

ただいま企画課長が説明いたしました編成方針を受けた実務的な内容となっております。昨年度までの文書では、一部に内容の重複が見られたため、事項や内容を整理して、今年のものを作っております。

まず、策定中の（仮称）第4次基本構想を見据え、中期的視点で「将来像に向けた方針」を策定し、積極的に新規事業を企画してくださいという内容が最初の項目になります。これは、（仮称）第4次基本構想で掲げる将来像、加えて、分野別将来像を区民の皆様に対して、新たな事業、あるいは、拡充事業という形で取り組む内容を分かりやすくお示したいという考えでございます。

次に、2点目です。持続可能な執行方法・運営体制の選択です。策定しました千代田区DX戦略を推進する観点から、デジタル技術を活用することを事務事業のフローの起点としまして、各事業を再設計してください。民間活力の活用と併せて、事業の執行方法・運営体制と予算を一体的に考えてくださいという内容でございます。

次に、3点目、「部予算枠編成方式」による予算の有効活用です。経常的事業の経費についても、人口増、制度改正、また、昨今の物価上昇など、予算編成に当たって考慮する

事項が多々ございますが、決算の状況や事業の必要性などを検証して、各部に予算枠としてお示しした財源を最適配分してくださいという内容が3点目でございます。

四つ目以降につきましては、編成に当たって、大切な観点ではございますけれども、例年と同じ内容で、同様の内容でございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

そして、昨年度までは、最後に項目として予算編成過程の見える化の推進として、要求額を公表するので、ニーズを的確に把握して、根拠をもって予算要求してくださいという項目がございましたけれども、平成26年度予算編成からそれにつきましては開始しておりまして、10年が経過している状況でございますので、もう既に制度として各部に浸透をしておりますので、ここの副区長の依命通達というところからは、項目としては落とされている状況でございます。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。予算方針についてと、依命通達についての説明を頂きました。

質疑を受けます。

○大串副委員長 ちょっと細かいところになって恐縮なんですけれども、予算編成方針にこの「変化を機会と前向きに捉えて」とありますし、最初のボチのところも、「環境の変化を機会と捉え」云々かんぬんとあるんですけれども、普通、「〇〇の機会と捉え」というのがあっていいと思う。例えば、構造改革の機会と捉えとか、何々の機会と捉えてやるからこそ、区民の生活、後段の区民生活のさらなる発展につなげていけるんだということなら分かりやすいんですけど、この「変化を機会と捉え」だけだと、何の機会として千代田区が捉えているんだとなるんですけど、この点、ちょっと説明をお願いしたいと思えます。

○夏目企画課長 すみません、言葉が足りなかったようで、大変申し訳ありません。

この予算編成方針では、記書きの1番のところにありますが、単にコロナ禍からの回復を目指すのではなく、区民生活の発展に向けという、そういうところを主眼を置いております。ですので、この機会は、単にコロナ禍から——変化を単にコロナ禍からの回復を目指すのではなく、区民生活の発展に向けた機会と捉えと、そういうような意味で受け止めていただければと思います。

○大串副委員長 そしたら、その機会というのは、むしろ、これはないほうが分かりやすいんですけど、この予算編成方針というのは、公に出して、区民の皆様に来年度の予算はこういう方針で千代田区は編成していきますよということを示すものですので、できるだけ区民の方がそれを読んで分かりやすい文章にしてもらいたいんですよ。今、こうやって説明を聞くと、変化を後段にそのままつなげていくわけですから、区民生活のさらなる発展につなげていきますよだから、それをすっきりおっしゃったほうが分かりやすいんですけども、できるだけ区民に分かりやすい文章にしてもらいたいんですよ。どうですか。

○夏目企画課長 そうですね。言葉が足りずに、少し分かりにくい点は改めたいと思えます。今後、こういった文書、区民に明らかにする文書を作る際にも、そういった分かりやすくするように努めていきたいと思えます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

木村委員。

○木村委員 令和5年度の予算編成方針を読んで、あんまり新味がないというか、これ、

令和4年度にしても、令和3年度にしても、コロナがあるかどうか、ほとんど変わらないんじゃないかと。しかも、これ、言っていることというのは、サービス、例えば、二つ目だと、サービス提供手段を柔軟に選択する。要するに、ニューパブリックマネジメント、それから、民間活力の活用、いわゆる新自由主義的な考え方、ずっと2000年代からやられてきたのと全く変わらないんだよね。ただ、DXが入っているけど。

で、この区民生活のさらなる発展に向けて、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦する。どういう区民を想定しているのか、分からないんですよ。今、例えば、飲食店だと、制限ないでしょう。制限ないけれども、夕方なんていうのは、お客さんが激減しているわけよ。やっぱりコロナが広がっているから。感染が広がっているから。新たな挑戦、チャレンジどころか、どうやって店を守っていくのかと。そういう中で、お金をどうやって都合をつけるのかと。そういう状況に置かれている区民の方、ご商売されている方、相当いらっしゃるんですよ。そういう人を念頭にしての予算編成方針なのか。全然、そういった、これを読んでも、そういった人たちの顔が思い浮かばない。そういう印象を受けました。

新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦する、区の構えとしてはそれでいいけれども、そういう区民の置かれたコロナ禍、あるいは、物価高騰の中で、区民が置かれた現状、だって、物価高騰で大変な区民をどう支えるかなんて全然ないんだもん。サービスの提供の仕方を——何か文句ばかり言っていて、何を質問するのかとちょっとあれだけでも、要するに、今の物価高騰やコロナ禍の下で、区民が置かれた現状に対して、どう区として支援していくのか、対応していくのかということが全く読み取れないんですよ、この予算編成方針を読むとね。そういう支援策もこういった形で講じていくというのが、この文脈の中にあるんだという文章を紹介できますかね。ここにそういった人への支援策というのはこうしていくんだと。その考え方が、この中に、予算編成方針のこの中に含まれていまずという、そういうのをちょっと紹介していただくとありがたいですけど。

○夏目企画課長 昨年と今年の予算編成方針の違いについて問われたと思います。昨年につきましては——昨年というか、今年度の予算に向けた昨年度の予算編成に当たりましては、命と健康を守った上で、新しい日常、すなわち、コロナとの共存を目指すというようなことを主眼に置いた方針でした。今年の——今年というか、来年度の予算に向けた編成の方針では、先ほども申し上げましたけども、単にコロナとの共存を目指すのではなく、区民生活の質などのさらなる向上、よりよい復興を目指すといった、そういったことを主眼に置いております。

ですので、今のご質問に直接お答えしますと、やはり単にコロナ禍から回復を目指すのではなく、区民の生活の、区民生活のさらなる発展につなげていく、ここがご質問の答えになろうかと思えます。具体的な支援という策、支援策、どういうものがあるかというのは、今後の予算編成の中で検討していくことになるという、そういうふうに考えております。

○木村委員 じゃあ、予算の内容を非常に楽しみにしていますけれども、今のご答弁で、コロナ禍からの回復を目指すのだと。要するに、コロナ禍と物価高騰で大変な目に遭っているわけですよ。どこかのあれ、会社かな、大体、年間、1世帯当たり7万5,000円ぐらい負担が増えていますと、物価高騰でね。年金は減っているわけだ。そういう状況の

下で、区民生活のさらなる発展に向けて、で、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦するよ。支援じゃなくて、挑戦するよ。そういった人たちも、当然、要するに、所得の再分配というのは、そういった人たちに手厚くしていくところ、本来、予算の在り方として、やっぱり大事な柱としてあるわけですよ。そういった人たちへの支援策というのが、この編成方針じゃ読み取れないよねと。区民生活のさらなる発展どころか、今、区民の暮らしが壊れようとしているわけよ。そういう現状を踏まえての基本方針なのか、予算編成方針なのかと。その辺、確認したいわけですよ。区民生活のさらなる発展。発展してないんだよ、今。そういう人もいるでしょうけれども。追い詰められているわけよ。そういう現状認識を踏まえての方針、予算編成方針なのかと。そういうのもあるというんだったら、これは、来年の予算編成方針を楽しみでしようがないんだけど。でも、先の話だからね。

ちょっとその辺を念頭に置いて、そういった大変な暮らし、ご商売で、不安な状況に置かれている人たちの支援というのを当然念頭に置いて、予算編成方針を組んでいくということをご答弁いただけたらいいんだけども。

○夏目企画課長 こちらの編成方針で、今、木村委員も触れていただきましたけども、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦する。ちょっと言葉の遊びになってしまうと申し訳ないんですが、こういった新たな試みに挑戦することを通じて、やはり区民生活を発展させていく、そういった考えでございます。個別の支援とか、そういったことに関して、個別の支援をやるか、やらないかも含めて、そこは今後の編成の中で検討していくという、そういうことになろうかと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 もう一つ。

○嶋崎委員長 はい。副委員長。

○大串副委員長 依命通達のほうなんですけれども、これの1番目ですよ、各部長は今年度策定中の千代田区基本構想を見据え、中期的な視点で「将来像に向けた方針」を策定することとあるんですけど、基本構想、この次に報告があるんだと思いますけども、現在、基本構想が定まっていない中で、どのようにして各部長は方針を決めていくのか。毎年この予算をつくるに当たっては、中長期的な視点、総合的かつ計画的な行政ということでは必要になるんですけども、これだけ読むと、何かもう今まだ定まっていない基本構想を見据えて、どうやるのか、不思議なんですけど。この点、お願いしたいと思います。

○夏目企画課長 今、基本構想の検討を進めて、たたき台というのも当委員会のほうにお示しをしていると同時に、区民等の懇談会の中でも議論をしている最中です。今、議論をしている最中ですので、たたき台の中身というのは、少し変更されることもあり得るという、そういう状況ではございますけども、今の基本構想のたたき台では、「めざすべき将来像」というメインの将来像のほかに、「分野別の将来像」というのを設けておまして、さらに、その下に、分野別将来像の中の個々の行政分野における「めざすべき姿」というものを設けております。そこに向けて、テーマごとに、幾つかの取組事業を束ねたテーマごとに、中期的な方針を定めて、それをベースに予算編成をしていくという、ちょっと言葉で言うと難しい、なかなか理解が難しいところがあるんですが、そんな形で予算編成を

していくという手続を踏んでおります。

今、懇談会等で、また、今後、議会のご意見も頂きながら、たたき台をブラッシュアップしていくんですが、若干、変更が生じることは当然ありますので、変更が生じた場合には、変更に応じた対応をしていくという、そういうふうに考えております。

○大串副委員長 今、まさに区民に諮って、いろんな意見を頂いて、この基本構想の在り方そのものから、これでいいのかというところから議論をやっていると思いますよ。そういう中で、もう区はこれが定まるのが当然だみたいにして、予算を編成していく。これは、ちょっとやり過ぎなんじゃないですか。だから、来年度予算の編成については、暫定的で、こういう条件を置きますとか、何かの下に編成しないと、今、この検討会に入って、真剣に議論しようかという人たちに失礼なんじゃない。もうこのたたき台で行くんだと。せいぜい上がってきて、それは修正すればいいんじゃないかと聞こえるんだけど、そんなもんじゃありません。基本構想というのは、もう大事なあれ、最上位計画なんだから、この在り方をどうするかから含めて、今、議論をやっているんだから、その点は、ちょっとこういう書き方だと、僕は計画の在り方というか、計画に基づいてやっていくという、今までのやり方からすると、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思います。

もう一度、お願いします。

○夏目企画課長 今、区として、基本構想の策定作業を進めておりまして、それと同時並行の予算が整合性があるということは必要かなというふうに考えております。ただ、今、副委員長からもご指摘がありましたけども、基本構想は議会に諮るものでございます。また、検討の進捗によっては、私どもの検討の遅れということも可能性としてある。そういう状況で、そういうものではあります。ただ、予算編成の作業上は、現行の総合計画の体系に再整理できるような形で、それは事務的には進めているところです。ただ、取りまとめの、予算の取りまとめの仕方につきましては、現在、検討している第4次構想の形になるという、その点はご了承いただきたいと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この予算編成方針についての質疑を終了いたします。

次に、（2）番、（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等について、理事者から説明を求めます。

○夏目企画課長 （仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況につきまして、政策経営部資料に基づき、ご説明いたします。

本日は、以前、当委員会でご指摘いただきました、これまでの基本構想の振り返りと前回の当委員会でご報告し切れなかった基本構想の懇談会の開催状況についてご報告いたします。

それでは、ちょっと1枚おめくりいただきまして、政策経営部資料2-2、基本構想の振り返りについてをご覧ください。

初めに、1、振り返りの範囲についてですが、基本構想につきましては、行政運営の理念や指針を示すものでありますので、基本的には評価の対象ではないという認識でございます。このため、将来像そのものや、現在の構想には四つの柱というものがございしますが、こちらは評価の対象ではないというふうに考えております。しかしながら、定量的に把握

できる目標人口と、取組の把握が可能な千代田市構想について、可能な範囲で振り返りを行ったものでございます。

2番の目標人口についてをご覧ください。グラフのほうをご覧くださいますと、縦軸が人口、横軸が和暦となっております。グラフの下の方には、これまでの基本構想の期間を1次から3次まで矢印で区切っております。また、それに対応する形で、それぞれの基本構想の目標人口のポイントというのをグラフ中のところで点線で示しております。

内容ですが、本区は、業務地化の進行によりまして、昭和31年以降、人口が減少傾向となり、平成11年4月には、人口が3万9,264人まで減少いたしました。そこからグラフの枠内にもございますが、都心回帰、住宅供給施策、子育て支援施策などによりまして、平成25年には目標人口5万人まで回復をしました。その後、令和3年1月には、日本人人口で約6万4,000人となりまして、増加傾向となっているところでございます。

振り返りとしましては、本区は、住宅供給に結びつく取組を進めるなど、人口回復に向けた施策を展開し、目標人口の回復を遂げました。しかし、人口回復の要因には、都心回帰の傾向も認められておりまして、隣接区においても、本区と同等以上の人口増加傾向が見られます。本区の各種の取組が人口回復に寄与したことは明らかだと思いますが、本区の施策以外の要因も人口回復の理由に挙げられると認識をしているところでございます。

それでは、裏面をご覧ください。3の千代田市構想についてです。ここでは、千代田市を目標に掲げた趣旨と権限や財源の拡充に向けた取組を特別区で協調して進めてきた旨を述べております。千代田市構想は、自治権拡充等に関しまして、特別区全体の意識や行動に何らかの影響を与えたと思われませんが、その因果関係までは把握できませんでした。また、権限や財政面の拡充について、特別区全体での進展というのは見られましたが、千代田区単独の直接的な成果まではちょっと確認ができなかったところでございます。

なお、過去の議会答弁では、地方自治制度の改正は非常に時間がかかる、その間、住民に身近な施策について、新たな取組を繰り返し行うことが必要である。このことが、さらなる住民自治の発展につながる旨を発言しております。

こうしたことを踏まえて、振り返りとしましては、千代田市の理念の実現に関しまして、権限や財源など、制度面の取組については、特別区の一員として行動しながら、基礎的自治体として、区民に身近な課題に対する新たな取組を積み上げることで、住民自治の具現化に努めてきたと認識をしております。

次に、4番、（仮称）第4次基本構想についてです。ここでは、目標人口と千代田市の振り返りを踏まえまして、（仮称）第4次基本構想では、目標人口を掲げないこととし、人口推計や人口動態の把握をしながら、行政運営をしていく旨を述べております。また、千代田市という表現は用いないものの、基礎的自治体にふさわしい権限と財源の確保に向けた理念を継承するとともに、住民自治の確立を目指していく旨を述べております。

資料の別紙、A4横判をご覧ください。こちらは、以前、過去の基本構想の変遷や振り返りが分かる資料のご要望がございましたので、その概要をお示ししたものでございます。

なお、過去の基本構想については、振り返りというものが確認できませんでしたので、現行の基本構想と同様、目標人口に対する結果を記載させていただいております。

表の一番左をご覧ください。最初の基本構想は、昭和53年6月の策定となっております。

す。このときは、「活気と安らぎのある調和のとれたまち」という基本目標を掲げております。基本課題の一つが人口減少で、8万人という目標人口を掲げておりましたが、一番下、次の基本構想策定直前の人口は約4万4,000人と減少をしております。

次に、真ん中の千代田区新基本構想は、平成4年6月の策定となっております。このときは、「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」を将来像として掲げております。引き続き人口減少が課題となっております。重点目標を居住空間の維持、創出などとし、5万人の目標人口を掲げましたが、次の第3次基本構想策定直前の人口は、新基本構想策定時よりもさらに減少しまして、4万人を切る状態となっております。

最後に、現行の第3次基本構想ですが、こちらは、平成13年に策定をしております。将来像は、「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」を掲げております。目標人口につきましては、先ほどのご説明のとおり、平成25年に5万人回復にこぎ着け、その後は、現在に至るまで増加傾向でございます。

大変雑駁ですが、振り返りにつきましては以上です。

続きまして、基本構想の懇談会の開催状況についてご報告いたします。改めて、資料の最初の2-1のほうをご覧ください。

2番の基本構想懇談会の開催状況です。以前ご報告しましたとおり、この懇談会は、学識経験者4名、区民18名で構成をしております。全員で協議する全体会と分野別の三つの部会を設けておまして、資料に記載のとおり、第1回全体会を7月25日、第1回部会を7月28日、裏面に行きまして、第2回全体会を8月29日、昨晚開催をしております。

それぞれの実施概要について、ご説明をさせていただきます。

初めに、第1回の全体会です。この全体会では、当委員会でもご説明したアンケート結果、それから、人口推計、その他の関連データをお示しするとともに、本日の資料2-3を用いまして、現行の総合計画の体系ですとか、新たな基本構想の策定に向けた考え方、基本構想のたたき台の内容説明等を行いました。

では、2-3をご覧くださいと思います。

まず、3ページからなんですけど、3ページから10ページにかけて、ここで、総合計画の役割といった基本的な事項ですとか、基本構想と基本計画の——現行の基本構想と基本計画の関係などについてご説明をいたしました。飛ばしまして、ちょっとかいつまんでの説明になりますが、次に、12ページです。こちらで、現行の総合計画における基本計画の課題をご説明した上で、13ページのところで、新たな総合計画については、基本構想と予算の概要といった二層構造にすること、中期的な取組につきましては、予算編成の際に、テーマごとに方針を定めまして、毎年の予算編成の際に必要なに応じて見直しを可能とする旨をご説明いたしました。それから、15ページから17ページにつきましては、（仮称）第4次基本構想のたたき台の内容について、ご説明をしたところです。

第1回の全体会につきましては、私どもの説明が中心になりましたけども、たたき台に対して頂いたご意見としましては、新たな基本構想にも、人口などの数値目標を設けるべきではないか。あるいは、たたき台に理念が見えにくいといった、そういった声を頂戴したところです。これらのご意見につきましては、懇談会の中でご議論を頂くこととしてお

ります。

次に、第1回の部会についてでございます。部会は、ディスカッションしながら、意見出しを行う、そういう場としております。当日は、初回の部会ということで、千代田区のよいところ、好きなところといった話しやすい話題を議論いただいた後、「めざすべき将来像」、「分野別将来像」について、意見交換をしていただきました。この際、前回の当委員会でもご報告しましたが、議会の場のご意見として、基本構想に目標年次を定めるべきというご意見や基本計画を策定すべきとのご意見があった旨をお示ししております。

当日頂いた意見につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。資料2-4をご用意ください。この資料2-4の束につきましては、昨晚の第2回全体会の資料でございます。昨晚の全体会では、第1回の部会の振り返りを行っておりまして、この中の資料1に第1回部会で出たご意見を記載しております。

この資料2-4の中の資料1ですが、3ページから5ページのところで、千代田区のよいところ・好きなところといった意見が記載されておりますが、ここは後ほどご確認いただければと思います。

次に、7ページから9ページが「めざすべき将来像」。「めざすべき将来像」というのは、メインの「伝統とモダンがとけ合い」から始まるものですが、これに対する意見となっております。資料中、赤字で記載されている意見が「めざすべき将来像」に対する直接のご意見、黒字の意見は左側のキーワードに関連するご意見というふうになっております。「めざすべき将来像」に関する直接の意見としては、例えば、7ページの一番下の赤字の部分ですね、「具体的なイメージが湧かない」とのご意見。それから、8ページの一番下、こちら、「千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として」、そういった記載があるんですが、「千代田区自体は400年前からあったわけではないので、書き改めるべき」といったご意見。それから、9ページに行きまして、一番上、「伝統とモダンがとけ合うという表現は気に入っている」というご意見。それと、9ページの一番下から二つ目、「説明文がなければ「千代田」だと分からない」といった、そういったご意見が出ております。また、関連するご意見として、9ページの一番下の枠のその他のところですが、「基本構想には期限はあった方がよい」、そういった当委員会でも頂いている意見についても、頂戴しているような状況でございます。

次に、11ページから13ページが、三つの分野別将来像に対するご意見となっております。こちら、頂いたご意見について、例えば、12ページの上のところにある「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」という分野別将来像に対して、最後の行のところで、「自分らしく」という言葉はキーワードになっている」といったご意見。それから、13ページでは、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」という分野別将来像に対しまして、ページの中ほどの青い部分のすぐ下のところ、右側になりますが、「例えば「自然環境」のように、もっとストレートに伝わる表現にしてはどうか」といったご意見を頂戴しております。その他、関連のご意見も含め、多数頂きましたので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に、第2回全体会、昨晚の会議についてです。第2回全体会につきましては、昨晚ということで、まだ発言内容について整理できておりませんので、現時点では、配付資料と実施概要についてのみ報告をさせていただきます。

政策経営部資料2-4をご覧ください。こちら、先ほどの第2回全体会の次第になっております。この次第の一番下に配付資料が記載してございますが、資料1は、ただいま参照したところですけども、第1回部会への振り返りと協議のための資料となっております。また、資料2につきましては、（仮称）第4次基本構想のたたき台というふうになっております。また、別紙1から3のほうは、事務局で実施した各種団体関係者のヒアリング結果、それから、パブリックコメントを参考にして実施した意見募集の結果、それから、職員アンケートの結果となっております。懇談会の協議の参考にしていただくためのものがございます。団体関係者ヒアリングにつきましては、今のところ、20団体程度実施したところで、資料にはヒアリングの要点を記載してございます。意見募集につきましては、27件寄せられまして、資料にはなるべくご意見の趣旨を損ねないような形で、要点を記載しております。職員アンケートに関しても、要点の記載をしているところです。

こちら、2-2の次第のほうをご覧くださいますと、第2回全体会では、3番の報告のところで、資料1を用いて、第1回部会の振り返りを行いました。具体的には、第1回部会で、部会ごとに出た意見を全体で共有するとともに、私どもで実施した団体関係のヒアリングの結果などを共有させていただきました。その後、懇談会、今後、懇談会で取りまとめていく提言書について、ご説明をさせていただきまして、成果物のイメージを共有した上で、後半で、全体会として「めざすべき将来像」と「分野別将来像」、たたき台の将来像以外の部分と、構造ですとか、目標年次に対するご意見を深掘りするための協議を行ったところです。

第2回全体会で出たご意見につきましては、整理でき次第、当委員会に報告、あるいは、委員長とご相談の上、ポスト対応等させていただければと思います。

なお、現在のところ、「めざすべき将来像」、「分野別将来像」に関するご意見を頂戴したところですけども、今後、「分野別将来像」の中にある「めざすべき姿」という部分についても、懇談会でご意見をお伺いしていく予定です。

懇談会で頂きました意見につきましては、事務局で整理の上、懇談会の提言として取りまとめていくこととしておりまして、懇談会の検討の進捗に応じまして、当委員会にも報告をまいります。

駆け足で恐縮ですが、説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。担当課長からは、検討状況についての話が1点、それと、懇談会についての、昨晚を含めての話が1点、大きく2点あったと思います。ご質疑を受けたいと思います。

○小枝委員 昨晚の傍聴もさせていただいて……

○嶋崎委員長 懇談会の件についてね。

○小枝委員 そうですね。懇談会の件です。あ、でいいんでしょうかね。

○嶋崎委員長 えっ。

○小枝委員 懇談会のでいいですか。

○嶋崎委員長 いいですよ。どうぞ。

○小枝委員 なかなか足元の定まらない中、非常に活発に頑張っているということは感じました。夜遅くまでやられていたと思いますし、そして、今日朝からなので。ではあります。やはり思ったのは、目標の、ここにも書かれていますけど、年次がないということ

の不安定さというのは否めないなど。それは、確かに不安定な時代で、明日どうなるか、何が起きるか分からないということではありますが、なぜ年次が必要かといいますと、明日のことを考えるよりも、やっぱり10年先という少し先の将来を見越して、今、この千代田区はどこに向かって、どう進んでいくのかという、常にそういう見通しを立てていかないと、どうしても刹那的、場当たりのようになってしまうという、そういう意識性を何とかするために、計画行政なり、計画、こういった方向性を決めて、基本的には議会全会一致で通すものなんですよ。という点では、目標年次を定めていくということが非常に私は重要だというふうに思いますので、その点については、まだこれからということかもしれませんが、答弁を頂きたいと思います。

○夏目企画課長 目標年次に関しましては、先ほどもご紹介したとおり、懇談会の中でも同様のご意見を頂いております。私どもとして、目標年次を定めないというふうなことでの意図に関しては、前、ご説明したとおりで、構想については普遍的なものということで、そういったことを考えると、期限というものは設けないという、そんな考えでお話をしたところです。ただ、当委員会、あるいは、懇談会でもそういったご意見を頂いております、私どもとして、10年をめぐりに点検しますということは最初から申し上げておりましたが、そこも含めて、やはり期限というものについて検討したいというふうに考えております。あるいは、結果として、期限があるか、ないかというのは、これからの検討次第ということになりますけれども、検討はさせていただきたいと思っております。

○小枝委員 ぜひ、検討していただきたいと思います。こういった時代の状況で、計画の中身が、というか、考え方が陳腐化するということはある得ますが、それはそこでリニューアルを常に柔軟にしていけばいいわけで、土台としての骨太なところの合意があれば、個別変化というのは、みんなで合意をしていけばいいことだと思いますので、ぜひ、検討いただきたいと思います。

それから、感じましたのは、特に、第1次基本構想のときには、業務地化によって自治体がどうなるのかという危機感があつたと思うんですね。危機感があつたので、足元の現状を数値化するという努力をかなりされてきて、問題を逆に浮き彫りにするということなんですよね。その点では、その言葉がみんなそれなりに美しくポジティブなんですけれども、それはこういうときだからこそ元気出そうというのは分かるんですけれども、やはり足元に起きている非常に苦しい現実、例えば、コミュニティがやっぱり薄まってきているとか、町会加入率が下がってきているとか、当時だったら、第1次のときは、何でしたっけ、生鮮三品のお店が、お米屋さんがこんなに減ったとか、非常に暮らしの観点から具体的調査を受けています。千代田区は、当然、DXでどんどんどんどん情報、データ収集をしていくという姿勢はあるわけですから、これをやりながらも、そういった、逆にネガティブというか、困難なもの向き合う、そして、共に乗り越えていくという、そういうスタンスが欲しいなと思ったんですけれども、その点は、あと、限られてきていますけれども、そういった調査はされませんか。

○夏目企画課長 私どものほうで、今日お配りしている資料の中で、団体関係者ヒアリングとか、そういったものの結果が入っておりますけれども、いろいろ団体の方々の、団体というか会議体の方ですね、ご意見を伺いますと、今、小枝委員がおっしゃられたような具体的なお話がかなり出ております。非常に私は勉強になったなと思っておりますけれども、

そういった具体的な声に関しまして、今後、懇談会で取りまとめていく提言書のほうにやっぱり入れていくことが必要かなと思っておりまして、そういった提言書を区として受けて、そういう具体的なお話に関しては、今後の具体の施策の検討に使っていく、そういうことが必要かなと思っております。

○小枝委員 どういうふうに、事務方も人数をかけられている中で、コンサルもついているとは思いますが、どういふふうに区民の構想になるのかなというふうに考えると、傍聴者も、意外と、そういったらなんですけど、少なくても、というのは、お知らせもそんなにしていないのかもしれない。一度、千代田の10年を、何を指しますかみたいな、何か大きなフォーラムじゃないけど、大きな知見を集めるような、注目を集めるようなフォーラムをやって、先ほどのマンションの問題等も言われましたけれども、千代田区が抱えている問題というのは、何かほかのどこかのまねをすればいいというもんでもないくらい、いろんな先進的、先駆的課題を抱えているわけなので、でも、それに関しての人間の英知とか知見というものは、各分野、環境は環境、都市計画は都市計画、福祉は福祉、いろんな先進的な知見はあるわけなので、そういうものを集めて、やっぱり困難に立ち向かって、子どもたちに選ばれる、未来の子どもたちに選んでもらえるような、住むなら千代田区だよねと言ってもらえるようなまちであるような、そういうイベントを1回やったらどうか。ちょっと一生懸命やっているんだけど、知られていないし、参画がこのままだと未完成のままに終わっちゃうんじゃないかと思いました。いかがでしょうか。

○夏目企画課長 今、懇談会がある中で、いろいろ私どもとして、その懇談会のほうで議論をしていただきたいということで、今回の二十数団体、ヒアリングしたり、職員アンケートを行ったり、あとは、回答は今回していないですが、パブコメのようなことをやって、意見募集をしております。ですので、そういった意見を、やはり懇談会のほうで議論していただいて、提言を頂きたいなと。なかなかその提言というの、一つのたたき台に対する対案というものをつくっていくのは相当難しいと思っておりまして、やはりいろんなご意見が羅列する形にもなるかなと思うんですが、いずれにしても、そういった懇談会というものを設けていますので、そこで、まず、ご議論いただきたい。その後、ある程度、素案が固まった段階では、パブリックコメントと併せて、説明会というようなことも考えておりますので、そういった場で、皆さんにご理解いただく、そういったふうに進めていきたいなと思っております。

決して隠しているとか、そういったことじゃなくて、オープンにやっているつもりではあるんですけども、やはり、やり方にも限界があるかなというところで、今、着実にそういった方向で進んでいきたいなと思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 今回の答弁には、ちょっと私は不満ですけど、まだ引き続きそのところは言っていきますので、ぜひ、住民の世論、例えば、広報に意見を聞く、どんなことが——それこそよかったこと、悪かったことじゃないですけども、今、何が問題かということ把握するような区民アンケートを取るだけでも、データ収集には、一つは、高齢者の方でも書けるものになるかなというふうに思いますし、非常に聞くということが十分にされていないし、語るとか、しゃべるとか、横につながるとかということがもっと広がって

いく仕組み、仕掛けが必要だろうということは申し上げておきたいと思います。

いいほうから言えば、無作為抽出で、少ないけど人を集めているので、そういう意味では、偏りのない、活発な議論がされるというのは、いい点だろうというふうに思います。その中で出た意見、高層化の問題や人口が増えてしまう問題、それから、多様性の問題、いろいろ出されていましたが、それを年次が後になったとしても、私は計画を、基本計画を、やはり行政計画をつくって、計画的な総合的な区民との見通しを立てた行政運営をやっていくべきだろうと。それには、すぐに今年、えいやでやってしまうよりは、時間をかけたほうがいいのかと思いますけれども、つくらないと言ってしまうことの問題はあるんじゃないかというふうに思いますので、そここのところを答弁いただきたいと思います。

○夏目企画課長 基本計画に関するご意見、懇談会でも頂いておりますし、また、この委員会でも頂いているかと思えます。基本計画に関しては、課題認識は幾つか持っております。

まず、ちょっと少しお話しさせていただきたいと思いますが、基本計画自体は、区政全般にわたる計画ということで、策定自体に1年、2年かかることがございます。そのぐらいの期間がかかることが普通です。このため、策定作業開始当時に重要な課題であったものが、策定し終えた、計画期間が始まるときには、もう優先度が落ちていたりとか、あるいは、ほかの新たな課題の緊急度が増していたりとか、そういったことがあろうかと思えます。また、5年、10年という長期の計画期間の中では、やはり社会状況の変化に応じて、計画にない取組も進めることもありますし、そういったことで、計画と実際の取組がそごを来すことにもなろうかなと思っています。この点については、これまでも議会の場で計画と実際の取組がそごがあって分かりにくいといった指摘も受けておりまして、我々としては改善が必要かなと思っています。

また、変化の激しい社会ということで、そういった社会では、課題は次々出てくるんだろうと思っています。解決に要する期間も5年とか10年とか、基本計画の期間と一致しなくて、ばらばらだというふうに認識しています。それは5年とか10年とか、計画と、その5年、10年の計画に束ねていくと、やはりすぐ陳腐化してしまうんだろうというふうに考えています。変化の激しい時代においては、やはり計画自体も柔軟に変化する必要があるだろうと認識をしております。

今回、計画をつくりませんというふうなことを言っておりますが、やはり、計画をただなくしてしまうだけでは、基本構想と具体的取組のつながりというのが分かりにくくなりますので、それで、将来像に向けた方針というものをつくっていくというふうなことをお示しをしております。この将来像に向けた方針は、予算編成のときに、中期的な見通しを立てる方針ということで、毎年毎年の予算編成のときに、必要に応じて、その方針を中期的な方針を見直すことができるというふうな仕組みにしたいと思っております。そうすることで、基本構想の普遍的な将来像を目指しながら、具体的な取組は柔軟にやっていく、そういうことが区民生活の質の向上につながっていくのかなと思っていますので、基本計画をなくして終わりということではなくて、きちんと機能するものをつくっていくという、そういうふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 いろいろ指摘があったんですけども、特に「めざすべき将来像」の一番大切なところなんでしょうけど、「伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち」という、まず、このフレーズ一つが、さっきいいという人がいらしたんでしょうけど、私は、これを聞いて、「めざすべき将来像」が頭に浮かばないんですね。何で浮かばないのかというと、やっぱり具体的に将来の20年後ですか、の目指すイメージがつかめないのは、その説明の中でも、非常に千代田区は先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観と調和を図り、未来に強く躍進する。千代田区が、今、いろいろな中でいいと言われているのが、すごく交通の便とか、利便性がよくて、日本一の過ごしやすいまちとかになっていて、それが、これ、20年後もそうなるのかなというのもあるんですけども、そんな便利だけがいいだけでは、やっぱり未来に期待を持てるわけではなくて、どこでもそういう便利なおとこがあれば行っちゃうわけで。ここで一番、どこで増えている、数字がないから余計そうなんですけど、例えば、先人が築いてきた伝統というのは、具体的に何なんだろうかと。それをはっきり示していかないと、新しい時代における文化や価値観と調和を図れない。反対にここで言うと、「伝統とモダンがとけあい」じゃなくて、溶けてしまって、なくなっちゃうんじゃないかという不安を感じるわけですよ、具体的に言わないから。

例えば、第3次基本構想の時点で、これ、仮の数字ですよ、数字も分からないんですけど、大切にしてきた景観なり、歴史的建造物なりがどれぐらいあって、これが20年たって、どう変化したのか。例えば、僕らがいつも不安に思うのが、大切な歴史的建造物には指定されていないけれども、非常にその地域にあって、伝統や文化を伝えてきたような建物が新築のときに壊されちゃったり、もしくは、それを残そうという突然運動が起きて、残っていったり、残ったりするんだけど、丸の内では、れんがをくっつけたのが、今度、建て替えるときに、張りぼてになったのがなくなっちゃいますよね。そういう次の建て替えのときには、もうもたないような、それこそ、溶け合っちゃって、溶けちゃって、なくなっちゃうわけ、次のものには。そういうようなことというのは、今まで大切にしてきた、先人が築いてきた伝統とかではない、景色もそうなんだけど、景観もそうなんだけど、そういうところの具体的なところを示してくれていない、数字ももちろん、数字もないんで、具体性がないというふうに感じるんです。

もし、そういう、何というかな、そういう整理をする議論の場があって、何か反映するのか、もしくは、それに代わるものがこんな形で示して、具体的に示して、皆さんがイメージで持っているというのをどこかで入れていかないと、ずっと、何かすごく耳当たりのいい、伝統とモダンが溶け合って躍進しますというようなところだと、本当にイメージが浮かばないで、この一番大切な将来像が浮かばないまんま、決まっていっちゃうというのが、どこかでそういう具体性のところのイメージをみんなが持てる作業とか場所が必要だし、残っていないといけないと思うんですけど、その辺の考え方は。

○夏目企画課長 今の委員のご指摘、例えば、守るべきものがあるんであれば、それを共有するということが必要だと、そういうご指摘かなと思います。今、委員おっしゃられたとおり、ハードの部分でいえば、景観ですとか、建築物とか、そういったものもあろうかなと思います。我々、伝統というと、古いものというふうな考え方もありますけども、そ

ういったものだけじゃなくて、例えば、古いかもしれませんが、町会を核にしたコミュニティとか、そういうものも伝統なのかもしれませんし、あと、今回の懇談会の中では、千代田区は教育水準が、公立学校の教育水準が非常に高いといったご意見もありました。その辺も千代田区の伝統かもしれません。あるいは、商店街や何かの地域行事ですね、そういったものも伝統なのかもしれません。そういったものを共有することが必要だということとは同感です。

今後、まず、懇談会のほうで共有というのもしなければいけませんけども、基本構想につきましては、構想本体のほかに、やっぱり冊子の形にしたときには、いろいろな情報も入れていくことを考えております。その中で、そういったものが共有できるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員 今、あえてソフト面で大切な部分って言われたんだけど、それが今一番なくなるのを心配しているんじゃないですか、千代田区では。町会が今後続くのかとか、商店街がなくなってしまうのかというようなことを一番心配しているんだけど、そういうのを伝統として捉えているんですか、ここでは。捉えて、それを20年後の将来をどういうふうに発展させていくのかというのをどこかで捉えて、問題意識として捉えて、皆さんが将来の認識として持つ計画として、構想として持てるようなところというのはどこにあるんですか。どこでやろうとしているんですか。

○夏目企画課長 やはり、今、それが入っているのかどうかということに関して、私が例示で挙げさせていただきましたが、その基本構想の「分野別将来像」ですとか、あるいは、その下に「めざすべき姿」というのがありますので、そこで、そういったものを読み取れる形になっております。ただ、今、それをどこで共有していくかということに関しては、すみません、今、具体的にそこまで考えておりませんが、今申し上げたような構想を出していく段階で、そういった守るべきものに共有ができるような形のものを検討していきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○岩田委員 資料2-2の基本構想の振り返りについてのこの図のところ、目標人口5万人を達成した。それは、もう皆さんご存じのことだと思います。で、今後も人口は増えていこうということなんですが、この狭い千代田区で土地の高度利用、高さということじゃなくて、土地の高度利用というのを考えたら、結局は、高くするしかないんですよ。そうすると、人口は増えてくる。じゃあ、今後どうするのかということについて、少なくとも、もう今、行政サービスがちょっと行き届いていない部分もあるんですよ。それを考えたら、少なくとも高さや容積率の緩和がそれは正解ではないと私は思っているんです。どんどんどんどん増えていったら、これ以上、また教室が、何だ、足らなくなるとか、そういうこともあると思うんですよ。じゃあ、だからといって、人口は何人なら適正なのかという数字は、正直、私も出せないです。でも、少なくとも現在は多い。それは、行政サービスが行き届いていないから。

じゃあ、これ、資料の2-4の3ページのところにも、意見として、キャパシティ不足というふうに書いてありますよ。そのとおりだと思います。じゃあ、それでも人口はこれから増えていきますよ。じゃあ、人口を増やす理由というのは何なんですかね。増えれば、

単純に税収が増えるというわけじゃないというのは、昨日、専門家からのご指摘もあったと思います。何かしらやらないといかんと。でも、それは少なくとも高さや容積率の緩和ではない。そういうふうには思っていますので、何かありましたら、教えてください。

○夏目企画課長 今度の基本構想で目標人口を定めないということにしておりますので、今、人口を増やそうということを打ち出すということは考えておりません。ですので、我々としては、変化する人口に対応しながら、将来像を実現していくということを目指すことになるのかなというふうには思っています。

今、多いというふうなお話、あるいは、その根拠として、行政サービスが行き届いていないというお話がありました。我々として、もしそういう状況であれば、きちんと行政サービスが行き届くように対応していかなくちゃいけない。そういうふうには考えておまして、それが変化に対応していくということだと思っております。

○岩田委員 それはもちろん行政サービスは今後やっていただきたいとは思いますが、だからといって、人口が増えていくと分かっているのに、それに対して何もしないというのは、少なくともですよ、高さや容積率を緩和するというのは間違えていると、私は一応指摘しておきます。

○嶋崎委員長 ご意見として伺います。

○岩田委員 はい。結構です。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 このたたき台なんですけど、意見にもありましたとおり、イメージが湧かないとか、抽象的過ぎるとか、そのとおりだと思います。基本構想というのは、基本的に区民の皆様方と千代田区の将来像を共有して、一緒に取り組んでいきたいと思いますというために、将来像をできるだけやっぱり示していかないといけないと思いますよ。これだって、抽象的な文言ですから、何をとっても、その中に入るような感じになってしまって、一体、千代田区は何を目指すんだいということになりかねないので、もっと、私は、これは、先ほど、年限の話がありました。そのとおりです。年限を定めることによって、将来像の書き方も違ってきますよ。2030年を目指すのであれば、その2030年の千代田区はこうあるべきだという書き方になりますので、全然違ってきます。年限を定めないがゆえに、こういう抽象的な文言でしか書けなくなる。このたたき台を基に、各部長が方針を示すという、先ほど述べていましたけれども、このような抽象的な文言であると、部長はどうにでも理解して、書きようがある。中期的な見通しをですね。見通し、方針をね。だから、ある自治体は、基本計画にないものは予算化しませんという自治体もあるぐらいですから、自治体として、どのように計画行政、または、総合的な行政を行っていくのかというときに、やっぱり将来像としては、具体的なものを示してもらいたいんですよ。このたたき台では、ちょっと抽象的過ぎて、分からないんじゃないか。誰もが反対はしないだろうけど、逆を言うと、それだけつかみようがないというか、ものですよ。

ですから、ここは、ぜひ、またもうちょっと検討してもらいたいと思うんですけど、どうなんですか。

○夏目企画課長 基本構想のたたき台が非常に具体的ではない、抽象的だという意見は、やはりいろいろ頂いております。その具体的でないというところの、我々としては、これ

は普遍的なものとして考えてきました。その理由ですけれども、その理由の一つですが、やはりこれまでの構想、計画の体系が具体的過ぎたところがあるんだらうと思います。それによって、行政運営が硬直化したという反省点もございます。こういった抽象的なものを目指すというよりも、普遍的なものを上に置いて、具体の取組を柔軟にやっていくことが区民サービスの向上につながるというふうに考えておりますが、また懇談会等でも同様の意見を頂いていますので、具体的、どの程度に具体的にすることも含めてですけれども、その辺については、議論をしていきたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。  
ほかにどうでしょう。  
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この基本構想については、まだ今後も当委員会にはいろいろと情報提供いただけるということのお約束をさせていただいて、質疑を終了したいと思います。

この時間ですから、暫時休憩をいたします。

午後0時07分休憩

午後1時14分再開

○嶋崎委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

続きまして、（3）令和4年度都区財政調整当初算定結果の概要について、説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料3に基づきましてご説明申し上げます。

特別区の財政調整交付金の当初算定の概要です。財政調整交付金の制度の仕組み自体は、2枚目のほうに記載してございます。例年、この時期にご報告しているものでございますので、2枚目のほうは、本当に概略をご説明いたします。

まず、特別区の財政調整交付金の原資となりますものが、左上の東京都の一般会計という囲みの中でございます。固定資産税や市町村民税（法人分）、これらを東京都で徴収いたしまして、全体で約2兆円の規模になります。そのうち、55.1%の額が特別区に交付されるために、東京都の特別会計のほうに移されます。そして、その移された交付金総額1兆1,000億余りを普通交付金と特別区特別交付金の95%と5%に分けます。そして、この95%の普通交付金がまず今回の算定されている内容でございます。この95%の普通交付金自体は、財政需要額と財政収入額をそれぞれルールに基づきまして積算いたしまして、需要額から収入額を引いた分が普通交付金として、各区に配られます。今回は、財源不足分と右側の円柱のところを書いてあります普通交付金1兆137億円が23区全体に対して配られるという状況でございます。

1枚目のほうに戻りまして、その1兆余りの金額が各区にどういうふうに普通交付金として配分されるかを示されているのが、1枚目の表でございます。千代田区におきましては、基準財政収入額、基準財政需要額はここに記載のとおりでございます。この差引きの金額が普通交付金として27億円余りが当初算定として収入される状況になっております。この額は、昨年とほぼ同額でございます。昨年より600万円ほどだけ多い額となっております。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。毎年のことですがけれども、都区財政調整の関係の報告を頂きました。質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件を終了いたします。

次に、（４）番、定年引上げ及び新たな人事制度の導入について、説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、定年引上げ及び新たな人事制度の導入について、政策経営部資料４によりご説明いたします。

まず、１、趣旨でございます。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的に、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和５年４月から職員の定年年齢が６０歳から６５歳に段階的に引き上げられることとなります。また、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制などの新しい人事制度を導入することとなります。

２の概要でございます。まずは、（１）定年の段階的引き上げでございます。現行６０歳の定年を令和５年度から６１歳とし、以後２年ごとに１歳ずつ段階的に引き上げまして、令和１３年度で６５歳といたします。

（２）暫定再任用制度でございます。定年を迎えても、本人の希望及び選考により、６５歳まで勤務できる現行の再任用制度が廃止となりますけれども、令和１４年３月３１日までは、経過措置として、同様な暫定再任用制度が存置されることとなります。休暇、給与制度は、現行の再任用制度と変わりません。

次に、（３）役職定年制でございます。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入いたします。この制度により、原則としまして、管理職の職員を役職定年となる６０歳に達した日以降の最初の４月１日に、管理職以外の職に異動させることとなります。この役職定年制は、任期付職員等の任期を定めて任用される職員には適用しないものでございます。また、他の職に異動させることで、公務の運営に著しい支障が生じるような場合には、１年単位で異動期間を延長し、引き続き管理職の職のまま勤務させることができる特例任用の仕組みというものがございます。

今回、資料には記載をしておりますけれども、千代田区では、管理職ポスト数に対し、管理職の職員数が不足する現状、及び、今後の数年の見通しなどを踏まえまして、当面の間は、役職定年を実施せず、先ほど申し上げた特例任用制度等により、管理職員数を確保し、組織の安定的な運用を図っていく予定でございます。

資料の説明に戻ります。（４）でございます。６０歳に達した職員の給与でございます。当分の間、職員が６０歳に達した日以降の最初の４月１日以後、定年を迎えるまでの職員の給与月額が７割水準といたします。退職手当につきましては、６０歳に達していれば、定年前の退職を選択した職員が不利にならないように、当分の間、定年を理由に退職したときと同様に退職手当を算定することといたします。

裏面にお進みください。（５）定年前再任用短時間勤務制でございます。６０歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、６０歳以後、定年前に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用する定年前再任用短時間制を導入いたします。

（6）でございます。情報提供・意思確認制度でございます。これまで説明いたしました諸制度が導入されることにより、60歳以後の職員の勤務形態等が多様化してまいりますので、60歳に達する前の年度、すなわち、59歳になる年度を迎える職員に十分な情報提供の義務や勤務継続の意思確認の努力義務が生じることとなります。

3、一部改正を予定する条例でございます。これらの制度を導入するに当たっては、こちら、（1）千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を含む10本の条例の改正が必要となります。これらのうち、※1がついております（5）職員の育児休業等に関する条例につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の見直し等に関する改正も必要となりまして、このことにつきましては、本日の次の報告事項でご説明をさせていただけたらと考えております。

次に、※2がついております（6）公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例におきましても、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が今年6月30日に解散したことに伴いまして、職員の派遣先から当該委員会を削除するという規定整備を行う必要がございます。

4、施行予定期日でございます。令和5年4月1日でございますけれども、一部は公布の日、または、令和4年10月1日から施行する予定でございます。

次回定例会に条例案をご提案させていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。

今、担当課長からもお話がありましたように、予定案件でありますから、事前審査にならないように、ご協力を賜りたいと思います。また、資料要求があれば、ここで受けをいたします。

質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○大串副委員長 資料要求、いいですか。

○嶋崎委員長 資料要求。はい、どうぞ。

副委員長。

○大串副委員長 千代田区の現在の職員の年齢構成がどうなっているのか、分かるような表を頂けたらと思います。

○神河人事課長 職員の年齢構成が分かる資料につきまして、項目等を再確認させていただいた上で、ご用意できるものを用意させていただきます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

いいですか。

10本関連が予定されていますので、それはまたそのときにご相談をさせていただきたいというふうに思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、定年引上げについては、終了いたします。

次に、（5）非常勤職員の育児休業の取得要件の見直しについて、理事者から説明を求

めます。

若干、今の中の部分と関連がありますけれども、改めて説明を下さい。

○神河人事課長 それでは、非常勤職員の育児休業の取得要件の見直しについて、政策経営部資料5により説明をいたします。

改正地方公務員の育児休業等に関する法律が令和4年10月1日から施行されることを踏まえまして、非常勤職員の育児休業に関する取得要件の緩和、取得要件の柔軟化を行うものでございます。

その概要でございまして、大きく2点でございます。まず1点目、非常勤職員が子の誕生日から57日間に育児休業を取得する場合の要件を緩和するものでございます。育児休業取得時に必要な要件のうち、任期継続見込みの要件を、今現在は「子が1歳6か月に達する日まで」となっているところを、こちらを「子の誕生日から57日間と6か月が経過する日まで」と、およそ10か月ほど短縮して、緩和することといたします。

2点目でございます。非常勤職員が子の1歳となる日以降に育児休業を取得する場合の要件の緩和でございまして、①子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間に育児休業する場合でございます。これまで認められなかった期間内で、育児休業の夫婦交替での取得であったりとか、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。②子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間に育児休業を取得する場合につきましても、①と同様の取扱いといたします。

3、一部改正を予定する条例は、職員の育児休業等に関する条例でございまして、先ほど定年引上げの件でも挙げさせていただいた条例でございます。

4、施行予定期日でございますが、今ご説明させていただいている内容につきましては、令和4年10月1日でございます。

こちらも、次回定例会のほうに、先ほどのものと含めて、提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

同様に、予定案件になるものですから、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、質疑はございますか。

○岩田委員 私には直接は関係ないんですけど、2番の(2)の①夫婦交替での取得や特別な事情がある場合、この特別な事情を教えてくださいませんか。例えば、こういうことという例があるならば。

○嶋崎委員長 岩田委員、言葉尻を取るわけじゃないけど、私には関係ないって、あなたの委員会じゃないから。

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 区民のためにどういうふうな説明が我々にはできるんだという、そういう案件だから、私には関係ないんだけどというのは、ちょっとそれはおかしいと思うよ。

○岩田委員 すみません。私個人は子どもがいないのでという意味で言ったんで。

○嶋崎委員長 気をつけてください。

○岩田委員 はい。失礼しました。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○神河人事課長 先ほど委員からご質問のございました特別な事情についてでございますが、こちら、非常勤職員の方が育児休業を申請され、取得されている中で、例えば、その職員の方が疾病等により子を養育できなくなり、育児休業を取り消されるような場合があるというようなことでございます。その場合には、今までですと、そこでまた復活することはなかったんですが、疾病から回復したような状態になれば、また育児休業を再度取得することができるというふうな形で、見直しを行っていくものでございます。

○岩田委員 ありがとうございます。

すみません、先ほどは失礼いたしました。私子どもがいないので、直接、これに関係するわけではないのでという意味で、ちょっと変なことを言ってしまったので、そこは失礼いたしました。

それで、非常勤職員の休業の取得要件の見直しなんですけど、10月1日から緩和されるとか、取得方法が柔軟化される。じゃあ、柔軟化された、もしくは緩和されたこの条件というのは、正規職員と比べてどうなんでしょう。まだ正規職員のほうが取りやすいとか、そういうことなんでしょう。それとも、同じぐらいとか、そういうのはあるんでしょうか。

○神河人事課長 こちらの非常勤職員のほうが職員と比べて取りやすいか、そうでないかということのご質問でございますが、こちらで、先ほど（1）のところでお伝えいたしましたとおり、非常勤職員の方が育児休業を取るためには、一定の任期、継続の見込みが必要であったりする点がございます。そういったところを踏まえますと、今の職員よりは少し取得するのが便利でない状況はあると思います。

○岩田委員 もう一つのほうは、育児休業を取得する方法を柔軟化って、この柔軟化のほうはどうなんでしょう。特別な事情だとか、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合とか、こういうのはどうなんでしょう。それも正規職員と比べて、比較してどうかというのは分かりますか。

○神河人事課長 すみません。ただいま大変申し訳ございませんが、把握しておりませんので、少しお時間を頂いてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○嶋崎委員長 えっ、何。時間を下さいということは、答弁が今できないから、調べるとのことなの。

○神河人事課長 あ、はい。もし可能であれば。

○嶋崎委員長 はい。それを調べないと、その先、行けませんか。

○岩田委員 いえ。それが、その答えが知りたいだけです。

○嶋崎委員長 じゃあ、ちゃんと答えてください。質問してください、ということなのか。

○岩田委員 つまり、非常勤と正規職員とを、差別という言い方は変ですね、区別があるのかどうなのか。もしも区別があるとすれば、なぜ、そういう区別をするのかということちょっと聞きたかったんで、できれば、そういうのが分かればいいかなと思います。

○嶋崎委員長 分かるの。

○神河人事課長 いや、今は、すみません、正しいことをお答えできない。

○嶋崎委員長 休憩します。

午後1時32分休憩

午後 1 時 3 3 分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

今の岩田委員のやり取りですけれども、若干、中身に入る話にもなりますので、予定案件でありますけれども、第3回定例会の委員会の中で、もしこれが案件として出た場合にはそこでやり取りをしていただくということに整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいですね、岩田委員。

○岩田委員 はい、結構です。

○嶋崎委員長 はい。

続いて、小枝委員。

○小枝委員 予定議案ということなので、資料としてというので……

○嶋崎委員長 いいよ。資料要求して。

○小枝委員 1件。

○嶋崎委員長 資料要求です。

○小枝委員 はい。非常勤割合が増えていく中で、この案件は、非常に労働環境としては、子どもを産んで育てる拡充ということになると思うんですけれども、非常勤の人数の推移、これがもし事業部別でどのぐらい今増えているのか、あるいは、横ばいなのか。その辺が、推移が分かるものがあれば、出させていただきたいということと。

併せて、取得の実績ですね、育児休業、果たして取得をどのくらいしてくださっているのか。今後、緩和をされれば増えていくということが期待されるころだと思うんですけれども、また、本職員に改めて採用される方もいるんでしょうし、何かその辺の、せっかく拡充をするのであれば、状況が分かるものを出していただきたい。

意図するところは、逆に、背景としては、非常勤のウェートが大き過ぎてしまえば、職場は不安定になるわけで、ここの具合をどうしたらいいのかというのは、ちょっと現在地が見たいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 資料はどうか。用意できますか。

○神河人事課長 先ほど小枝委員のほうからご指摘がございました各部別の非常勤職員の人数の推移の資料と、あと、取得の、育児休業の取得の実績につきましては、こちらの情報を確認させていただきまして、項目等を再確認させていただきながら、ご用意できるものを準備させていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。お願いします。

ほかに。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この非常勤の育児休業の取得要件の見直しについては、質疑を終了します。

以上で、政策経営部の報告を終わり、選挙管理委員会事務局の報告に移ります。

（1）公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要についてご説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要につきまして、選挙管理委員会資料1に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、1の政令の趣旨でございますが、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選

拳運動に關しまして、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に關わる限度額を引き上げるものでございます。

2の改正概要でございますが、公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、3年に一度、参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行ったものでございます。

施行日は令和4年4月6日でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令に準じて、千代田区議会議員及び区長の選挙に關わる改正内容につきましては、4に記載のとおり、選挙における自動車使用、ビラ作成及びポスター作成の公費負担額が引き上げられることとなります。

千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に關する条例の一部改正につきまして、準備を進めているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。

これも予定案件になるものでございますから、事前審査にならないように、ご協力を頂きながら、もし資料要求等があれば、お願いしたいと思います。

質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件は終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わり、日程2、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、執行機関から、順次お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 錦華公園の整備工事について、環境まちづくり部より口頭にて報告いたします。

錦華公園の整備についてですが、今年度、工事発注に向けて設計を進める中で、昨今の物価高騰と工事内容の変更等に伴い、増額が必要となり、併せて、工事スケジュールも変更することとなりました。予算につきましては、令和4年第1回定例会におきまして、その経費及び債務負担の議決を頂いているところでございますが、今般、経費に不足が生じることから、工事発注に当たり、追加予算の計上と債務負担額の増額が必要な状況になってございます。また、工事スケジュールは、令和4年12月から令和6年2月までの予定となります。

情報提供となりますが、報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。錦華公園の件、何か質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次、どうぞ。

○武建築指導課長 1点、口頭でご報告させていただきます。

7月26日に行われました千代田区都市計画審議会において、富士見二丁目3番地区の市街地再開発事業が審議され、決定すべきものとなりました。その案件に関連する飯田橋駅西口地区計画の変更については、東京都案件となりまして、来る9月2日に東京都都市計画審議会において、審議が予定されております。その地区計画変更の案件が決定すべきとなった場合には、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の進捗を進めていくことが必要でございます。その際は、第3回定例会にて提案させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。地区計画に関する件でありますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

ほかに報告事項はありますよね。どうぞ。

○石綿総務課長 それでは、口頭で恐縮でございますが、私から予備費の充用につきまして、3件ご報告をさせていただきます。

まず1件目でございます。既にご承知のとおり、8月6日から開催をされました第104回全国高等学校野球選手権大会に区内所在の二松学舎大学附属高校が予選大会を勝ち抜き、東京都代表といたしまして、昨年に続き、連続出場されました。この出場に当たりまして、区として、同校に祝意を表すものとして、従前と同様、50万円を贈呈させていただきました。こちら、事後となりますが、ご報告をさせていただきます。

次に、2件目及び3件目でございますが、8月上旬に相次いで発生いたしました大雨の影響によりまして、本区と提携等を締結しております自治体に大きな被害が発生いたしました。被害を受けた自治体のうち1件は、姉妹提携を締結しております五城目町、また、失礼しました、もう一件につきましては、相互発展に向けた連携協定を締結してございます福井県でございます。両自治体につきましては、本区と相手方に万が一災害が発生した際は、相互で支援を行う旨を締結してございますので、このたびの被災に際し、区議会の皆様と共に、千代田区といたしまして、両自治体それぞれに100万円ずつの災害見舞金を贈呈いたします。

なお、贈呈の方法や日程につきましては、現在、両自治体と調整中でございます。

以上、3件に必要な予算、合計250万につきまして、予備費を充用させていただきたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

続いて、どうぞ。

○中根財政課長 口頭で恐縮です。建築基準法の改正についてご説明いたします。

令和4年5月31日付で建築基準法第85条第5項に新たな規定が追加され、以降の項が一つずつ繰り下がる法改正がございました。改正前の条項で定める事務について、区条

例により手数料を頂戴しておりましたが、この法改正ですれが生じてしまっておりますので、そのすれを解消する条例改正をしかるべきタイミングで、条例改正をお願いする予定でございます。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次、どうぞ。

○中田行政管理担当部長 警視庁によります水難救助訓練につきまして、口頭の報告で失礼いたします。

本日、午前中に警察署が区役所裏の防災船着場を利用しました訓練を実施いたしました。本訓練は当初6月22日に予定をされておりました、議員の皆様にもご案内を差し上げていたところですが、雨の影響で中止となりまして、今回、振替となったものでございます。本来でしたらば、早めに皆様方にご案内を差し上げるところでしたけれども、連絡調整に不備がありまして、連絡が直前となってしまい、ご迷惑をおかけいたしました。以後、このようなことがないように努めてまいります。

災害時におきましては、こういった警察をはじめとした防災関係機関との協力というものが重要になりますので、引き続き、連携強化に努めてまいります。

○嶋崎委員長 はい。急なことだったので、今日、皆さんのほうには、朝方、メールでお知らせをしたと思いますけれども、当該委員会のものでありますから、報告を頂きました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

私のほうから1点。先般の練馬区で行われました促進大会、河川促進大会、大変お疲れさまでございました。また、議長は今年が千代田区の担当ということで、いろいろお役がございました。区長も、会長だったかな、会長もお務めいただいて、久しぶりの河川促進大会でしたけども、河川の大切さを改めて感じたところであります。

特に皆さんからありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。お疲れさまでした。

ほか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして、当委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時45分閉会